



# 金沢市公報

## 号外第14号

平成19年(2007年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○石川中央広域市町村圏協議会の規約の変更について (圏域交流課)	1
○包括外部監査契約の締結について (行政経営課)	1
○平成19年度の国民健康保険料の料率等について (健康保険課)	2
○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について (駅西福祉健康センター)	3
○平成8年告示第66号(道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (景観政策課)	3
○平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( )	3
○平成8年告示第68号(展望することができる広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( )	3
○平成8年告示第69号(広告物等の表示等を禁	

止する物件の指定について)の一部改正について ( )	3
○平成8年告示第70号(広告物活用地区の指定について)の一部改正について ( )	3
○平成8年告示第71号(商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( )	4
● 教育委員会告示	
○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	4
○昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について ( )	4
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	4
● 公営企業公告	
○平成19年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について ( )	5

## 告 示

### ●金沢市告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第1項の規定により、石川中央広域市町村圏協議会の規約の一部を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

石川中央広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約  
 石川中央広域市町村圏協議会規約の一部を次のように改正する。  
 第8条第1項中「市町を」を「市を」に、「市町の助役」を「市の副市長」に改める。  
 附 則  
 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

### ●金沢市告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 契約の期間の始期  
平成19年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所  
林 幹二  
金沢市笠舞本町1丁目2番36号
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払。ただし、必要に応じ、概算払をすることができる。

**●金沢市告示第75号**

平成19年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第29条に規定する場合における条例第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第7項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 基礎賦課額の保険料率（当該年度の市民税額が確定するまでの保険料率）
  - (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の660（1月当たり100分の55）
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年29,640円（1月当たり2,470円）
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年30,000円（1月当たり2,500円）
- 2 基礎賦課額から減額する額
  - (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年20,748円（1月当たり1,729円）
    - イ 1世帯につき年21,000円（1月当たり1,750円）
  - (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年14,820円（1月当たり1,235円）
    - イ 1世帯につき年15,000円（1月当たり1,250円）
  - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年5,928円（1月当たり494円）
    - イ 1世帯につき年6,000円（1月当たり500円）
- 3 介護納付金賦課額の保険料率（当該年度の市民税額が確定するまでの保険料率）
  - (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の168（1月当たり100分の14）
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円（1月当たり790円）
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,520円（1月当たり460円）
- 4 介護納付金賦課額から減額する額
  - (1) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第1号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年6,636円（1月当たり553円）
    - イ 1世帯につき年3,864円（1月当たり322円）
  - (2) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第2号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年4,740円（1月当たり395円）
    - イ 1世帯につき年2,760円（1月当たり230円）
  - (3) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第3号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年1,896円（1月当たり158円）
    - イ 1世帯につき年1,104円（1月当たり92円）

●金沢市告示第76号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表元町福祉健康センターの項中「三谷小学校」を「三谷小学校 杜の里小学校」に改める。

---

●金沢市告示第77号

平成8年告示第66号（道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局都市計画課」を「金沢市都市整備局景観政策課」に改める。

---

●金沢市告示第78号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局都市計画課」を「金沢市都市整備局景観政策課」に改める。

---

●金沢市告示第79号

平成8年告示第68号（展望することができる広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局都市計画課」を「金沢市都市整備局景観政策課」に改める。

---

●金沢市告示第80号

平成8年告示第69号（広告物等の表示等を禁止する物件の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局都市計画課」を「金沢市都市整備局景観政策課」に改める。

---

●金沢市告示第81号

平成8年告示第70号（広告物活用地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局都市計画課」を「金沢市都市整備局景観政策課」に改める。

●金沢市告示第82号

平成8年告示第71号（商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局都市計画課」を「金沢市都市整備局景観政策課」に改める。

## 教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表南小立野小学校の項中「永安町」の次に「、田上町（元銚子口ソ41番地5～6、元銚子口ソ41番地8、元銚子口ソ41番地10～11に限る。）」を加え、同表田上小学校の項中「フ30番地」の次に「、元銚子口ソ41番地5～6、元銚子口ソ41番地8、元銚子口ソ41番地10～11」を加える。

●金沢市教育委員会告示第8号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表兼六中学校の項中「(仮称)第2田上小学校通学町」を「杜の里小学校通学町」に改める。

## 公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第5号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成19年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成19年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 田上第5土地区画整理事業地の一部
  - (2) 末町及び辰巳町の各一部
  - (3) 示野町、湊3丁目及び無量寺第2土地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- 位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市東力町ハ272番地  
名称 西部水質管理センター
- (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成19年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### 第2負担区

東御影町の一部

### 第3負担区

山科1丁目、山科2丁目及び野田土地区画整理事業地の各一部

### 第4負担区

東長江町の一部

### 第5負担区

粟崎町4丁目、光が丘3丁目、四十万町、若松町、田上本町、北塚町、田上第5土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部

### 第6負担区

専光寺町、佐奇森町、赤土町、近岡町、三口町、畝田西4丁目、大河端町及び木曳野土地区画整理事業地の各一部

### 第7負担区

田上本町、大桑町、末町、千木町、八田町、南森本町、忠繩町、高柳町、才田町、大浦町、大場町、塚崎町、大桑第3土地区画整理事業地、松村第2土地区画整理事業地、戸板第2土地区画整理事業地、木曳野土地区画整理事業地、無量寺第2土地区画整理事業地及び三池高柳土地区画整理事業地の各一部

平成19年(2007年)4月1日 印刷  
平成19年(2007年)4月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)